

## **5. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項**

### **(1) 地震・防災マップの作成と公表**

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図り地震対策を推進するため、発生のおそれがある地震の概要や危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ（危険度マップ）の提示が有効であることから、地震による揺れやすさがわかる「揺れやすさマップ」及び建物倒壊の災害予測地図の「危険度マップ」を作成し、公表することとします。

### **(2) 相談体制の整備及び情報提供の充実**

木造住宅の耐震診断や耐震改修に関する相談や情報提供については、既設の住宅相談窓口（都市整備課建築係）において実施します。

また、建築関連団体等と連携し、耐震化に係る技術、補助制度、融資制度等を含めた建築物等の地震対策について、町民の相談に応じる体制を整えます。

### **(3) 消費者向けパンフレット等の配布、セミナー等の開催**

北海道や、建築関係団体と連携して、町民向けの相談会、パンフレット、インターネット、広報等により耐震化についての情報提供を行い、耐震化の必要性・重要性並びに各種補助制度、融資制度について啓発します。

また、建築物防災週間等の各種行事やイベントの機会をとらえ、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について普及啓発を図ることとします。

### **(4) リフォームに併せた耐震改修の誘導**

既存住宅における住宅設備の更新や、バリアフリーリフォーム（高齢者向け住宅改修）等の機会を捉えて耐震改修の実施を促進することが重要かつ効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう、建築事業者とも連携し、普及・啓発を図ります。

### **(5) 地域における取組みの推進**

各行政区は、地域の災害時の対応において重要な役割を果たすほか、平常時であっても地震時の危険箇所の点検や、耐震化の啓発活動を行うことが期待されます。

長沼町は、北海道による各種情報の提供や専門家の派遣等の必要な支援等を活用し、地域の取組みを支援することとします。